

総合事業がスタートします!!

総合事業とは…

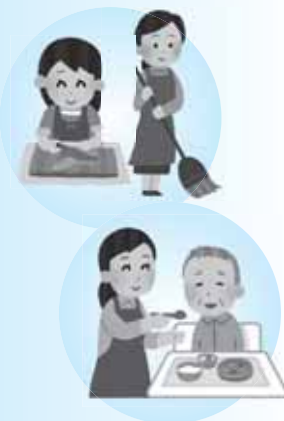
65歳以上のすべての方を対象とし、その方々が要介護状態にならず地域で自立した日常生活を送ることを目的に、町と知多北部広域連合が実施する介護予防のための事業です。

総合事業には、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。



介護予防・生活支援サービス事業

利用できる方…
要支援1・2の方、基本チェックリストにより生活機能の低下があると判定された方



これまで、介護保険制度の要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護がこの事業に移行します。

3月31日まで

介護予防サービス

訪問介護
(ホームヘルプサービス)
通所介護(デイサービス)

上以外の介護予防サービス
訪問看護、住宅改修、福祉用具貸与など

移行

そのまま継続

4月1日から

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス
通所型サービス など

介護予防サービス

今までと同様に
ご利用いただけます。

総合事業

訪問型サービス(訪問介護)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。

通所型サービス(通所介護)

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、口くう機能、栄養改善の向上といったサービスも受けることができます。

一般介護予防事業

利用できる方…
65歳以上のすべての方

筋力アップや生活機能の維持向上を目指した介護予防のための教室などを実施します。



要支援1・2の方へ

3月以降に要支援1・2の認定更新申請を行う方に対し、認定更新申請の案内と共に総合事業のパンフレットを同封する予定です。

**総合事業
利用までの流れ**

65歳以上のすべての方
東浦町高齢者相談支援センター、福祉課、保健センターへ相談

希望する介護サービス、利用者本人の状態から利用する事業を確認します

要介護(要支援)認定を申請します

基本チェックリストを受けます
(生活機能が低下しているかを判断します)

要介護
1～5の人

要支援
1～2の人

非該当の人

生活機能が低下
がみられた人

自立した生活が
送れる人

居宅介護支援事業
所とケアプランを
作成します

東浦町高齢者相談
支援センターなど
とケアプランを作
成します

東浦町高齢者相談支援センターへ連絡します

介護サービスを利用できます
介護予防サービスを利用できます


介護保険

東浦町高齢者相談支援センターなどが本人や家族
と話し合い、ケアプランを作成します

介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

要介護認定で要支援1・2の認定を受けた人
基本チェックリストにより生活機能が低下がみられた人


訪問介護、通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」をご利用いただけます。



一般介護予防事業が利用できます

65歳以上のすべての人

筋力アップや生活機能の維持向上を目指した介護予防のための教室などをご利用いただけます。



総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

問い合わせ

- ・役場 福祉課 内線 1 3 7
- ・知多北部広域連合 事業課 給付係 ☎ 0 5 2 - 6 8 9 - 2 2 6 3